

岩手県告示第 206 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営白山地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市前沢区白山字合子屋敷	9 番	田	田	2,267	1,176
〃	68 番	〃	〃	3,429	1,250
奥州市前沢区白山字松ヶ林	22 番	〃	〃	2,947	1,250
奥州市前沢区白山字川前	41 番	〃	〃	3,049	1,250
〃	89 番	〃	〃	3,080	1,250
〃	101 番 1	〃	〃	3,736	974
奥州市前沢区白山字胎内	28 番	〃	〃	2,028	1,250